

会 議 記 録

会 議 名 称	令和2年度 第3回文化財審議委員会
開 催 日 時	令和3年1月19日（火）午後2時から午後4時20分まで
開 催 場 所	現地調査：泊神社（加古川町木村） 視 察：泊神社、鶴林寺（加古川町北在家） 会 議：教育委員室（加古川市役所新館8階）
出 席 者	<委員> 茂渡委員長、金子副委員長、岡田委員、上月委員、荘所委員、友久委員、 中久保委員、藤原委員 （藤原委員は所用のため現地調査及び視察終了後退席） <事務局> 教育指導部 杉本次長 文化財調査研究センター 沼田所長、宮本副所長、高下主査
会 議 次 第	1 開会 2 市指定有形文化財候補現地調査 泊神社本社棟札等 3 市内文化財等視察 泊神社所蔵文化財視察 鶴林寺防災施設整備事業状況視察 4 会議 （1）市指定有形文化財指定申請に係る審議について （2）文化財及び文化財行政に係る意見交換 （3）今後の予定 （4）事務連絡 5 閉会

審 議 内 容	
1 開会	
2 現地調査	<p>泊神社で市指定文化財にすることについての諮問を受けた「本社棟札」を調査した。また、合わせて保存されている「舞堂棟札」についても、関係が深いと判断し併せて調査した。</p> <p>「本社棟札」と「舞堂棟札」について、資料を参考に、外観、表面の文字記録（主にそれぞれの前の建物の記録部分）、裏面の宮本伊織による表白文を実見し、意見交換を行った。</p> <p>また、多くの委員から「本社棟札」と合わせて「舞堂棟札」を指定することについて、検討するよう意見があった。</p>
3 視察	泊神社で、泊神社所蔵の指定文化財等の状況を視察した。（甲田重信筆三

	<p>十六歌仙図絵馬 32 面（市指定文化財）、本殿、神楽殿、幣殿、末社熊野神社本殿、末社住吉神社本殿、末社種子神社本殿、能舞台、太鼓倉（以上 8 棟国登録文化財）、宮本伊織ほか寄進石灯籠 3 基、神楽殿の絵馬（森周峯筆神馬図絵馬、百齋筆天元一石図絵馬ほか数枚）、石弾城跡）</p> <p>鶴林寺で、令和 2 年度国庫補助事業である「鶴林寺防災施設整備事業」の作業完了に伴い、新しい消防ポンプ、発電機、消火栓等防災設備について説明を受けながら整備状況を視察した。</p>
<p>4 議事</p>	<p>委員長あいさつ</p> <p>(1) 市指定有形文化財指定申請に係る審議について</p> <p>加古川市指定有形文化財指定申請のあった泊神社所蔵の「泊神社本社棟札 1 枚」について、前回の審議を踏まえ、現地調査を実施し、指定理由書案等を参考に内容を確認した。</p> <p>委員長から、現地調査の結果を踏まえ、申請のあった本社棟札に加え舞堂棟札を合わせて審議することについて賛否の確認があり、全員一致で 2 枚の棟札について審議することとした。</p> <p>委員から、「本社棟札は全体として墨書内容と年代が合っていて、泊神社のことだけでなく、宮本武蔵研究にとっても数少ない史料として非常に価値が高いものなので指定にすべきである。よくわからない部分が少しあったとしても、それを理由に指定しないというのではなく、その部分は今後研究すればよい。」という意見があった。</p> <p>委員から、指定基準（「政治、経済、社会、文化、科学技術等歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の高いもの」及び「歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の高いもの」）に合っていること、管理状況が適切であること、すでに写真はパネル公開しており実物も公開することがあることなど要件を満たしている、という意見があった。</p> <p>委員から、指定の種類について「歴史資料」とすることについての確認の質問があり、事務局から、「古文書」とすることも考えられるが、人物の遺品ということで申請を「歴史資料」で受け付けたことの説明があり、異論はなかった。</p> <p>複数の委員から、2つの棟札の製作時期について、外観と文字などから、本社棟札が古いもので、舞堂棟札はそれを写した新しいものと考え、という意見があった。</p> <p>別の委員から、2つの棟札の製作時期について、文字に時代差はなく同じ時期のものに見える、という意見があった。</p> <p>委員から、現在の 2 枚まとめて保存されている状態が望ましいので、2枚をまとめて指定にすべきである、という意見があった。</p> <p>委員から、本社棟札をまず指定して、その後、ついたりや追加指定してもよいのではないか、という意見があった。</p>

委員から、指定理由の中で「舞堂棟札は本社棟札を写したものの可能性が高い」ことをしっかり説明に記入して2枚を指定することが適当である、という意見があった。

本社棟札1枚をまず指定すべきという立場の委員から、まず本社棟札を指定する場合でも、舞堂棟札のことを指定理由書などの説明の中でしっかりと記録し、その後に指定を検討してもいいのではないか、という意見があった。

2つの棟札を合わせて指定すべきという立場の委員から、舞堂棟札は本社棟札を写した可能性が高いという考えがあることを説明に記入して2枚を指定することが適当である、という意見があった。

別の委員から、舞堂棟札を本社棟札と同じ、伊織による修築時のものと考えてるので2枚合わせて指定することが適当である、という意見があった。

全ての委員が、2枚の棟札の価値を認めており、舞堂棟札が本社棟札を写した可能性があるので、その場合、どの程度の違いを配慮したものか考えているものであった。

本日の調査で「舞堂棟札には本社棟札に書かれていない内容があること」と「舞堂棟札が本社棟札と比べ新しく見えるが、新しいとしても百年も経ない程度の年代差で最近に作られたようなものではないこと」の指摘があったことを確認した。

委員から「舞堂棟札が再建前の舞堂建立の経緯がわかる唯一の記録ということでも価値がある。さらに新しい調査結果が出るまで時期を置くまでもないでしょう。」という意見があった。

これを受けて、出席委員全員が、本社棟札と舞堂棟札を合わせて2枚の棟札を指定推薦することに賛成し、「泊神社棟札 2枚」を市指定文化財に指定するよう推薦することを議決した。

委員から、舞堂棟札に再建前の舞堂が姫路藩主本多美濃守の命を受けて勸進して建てられたことが書かれており、近世当初の姫路藩と泊神社との何らかの事情を伝えているので重要な資料である、という追加の意見があった。

事務局から、指定理由書案を添えた答申案を、委員長と副委員長と相談し、今回の議事を踏まえた内容に書き直し、委員全員の了承をいただいた後、教育委員会に答申することの説明があった。

(指定理由書案を添えた答申案については、委員に電子メール・ファックス又は電話で送信等しながら、修正を加え全員の承認を得て、2月2日に答申を終えた。)

(2) 文化財及び文化財行政に係る意見交換

事務局から、毎年4月に「文化財ニュース」を町内会経由で全戸配布していたが、今年度は、町内会担当課の事務の見直しと新型コロナウイ

	<p>ルス感染症の影響で、全戸配布できなくなり、代替の対応として、小中学生をとおして家庭に配布することの報告があった。</p> <p>また、事務局から、雁戸井地区ほ場整備事業に伴う西田池南遺跡発掘調査実施日程が1月18日から2月19日までであること、第67回文化財防火デーに伴う鶴林寺消防訓練が1月24日午前8時30分に実施予定であることについての報告があった。</p> <p>(3) 今後の予定</p> <p>事務局から以下のとおり今後の予定の説明があった。</p> <p>ア 第4回文化財審議委員会について</p> <p>泊神社棟札の指定について、今回の会議の結果をまとめた答申案と指定理由書案を、委員長に確認後各委員に送付し、会議に諮る必要のある意見等があった場合、又は2月及び3月に実施する埋蔵文化財発掘調査において、指導いただく必要のある遺構等が発見された場合に第4回文化財審議委員会を開催する。</p> <p>答申案と指定理由書案について、会議に諮る必要のある意見等がない場合、及び埋蔵文化財発掘調査において、指導いただく必要のある遺構等が発見されなかった場合には会議を開催しない。</p> <p>イ 令和3年度第1回文化財審議委員会について</p> <p>令和3年5月後半から6月までに開催予定。</p> <p>(4) 事務連絡</p>
5 閉会	副委員長あいさつ